

小規模事業者の皆様！

国の補助金を活用してみませんか？

補助上限
50 万円

※補助対象経費の 2/3 以内

補助対象となる事業(例)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①販促用チラシの作成、配布 | ⑥ネット販売システムの構築 |
| ②販促用 PR(新聞・WEB 広告) | ⑦移動販売、出張販売 |
| ③商談会・見本市への出展 | ⑧新商品の開発 |
| ④店舗改装 | ⑨景品、販促品の製造、調達など |
| ⑤商品パッケージ(包装)の改良 | |

日時

平成31年 **5月10日**《金》
13:30~14:00

場所

柳井商工会議所 1F

受講料

無料

定員

20名(定員になり次第締め切らせていただきます)

対象

上記の対象となる取組の例等により販路拡大を目指す柳井商工会議所管内の小規模事業者の方で補助金の活用を希望される方

申込み

5月9日《木》までに下記申込書をFAX、
または、メールにてお申込みください。

主催

柳井商工会議所 TEL(0820)22-3731・FAX(0820)22-8811・E-Mail info@yanaiacci.or.jp

小規模事業者持続化補助金

「経営計画」を作成し、柳井商工会議所の経営支援を受けながら取り組む上記の事業等に対して、審査のうえ採択されると補助金が受けられます。

今回のセミナーでは、補助金申請書にこういった事を記入すれば良いのか、という事を中心にご説明致します。小規模事業者持続化補助金申請をお考えの方は是非ご参加下さい！！

小規模事業者とは？

従業員が20人以下の事業者

【卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)は5人以下の事業者】

柳井商工会議所行き FAX: 22-8811

H31.5.10開催

「小規模事業者持続化補助金対策セミナー」申込書

事業所名: _____

TEL: _____

業種: _____

受講者名

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買い物弱者対策事業の場合に限ります)、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

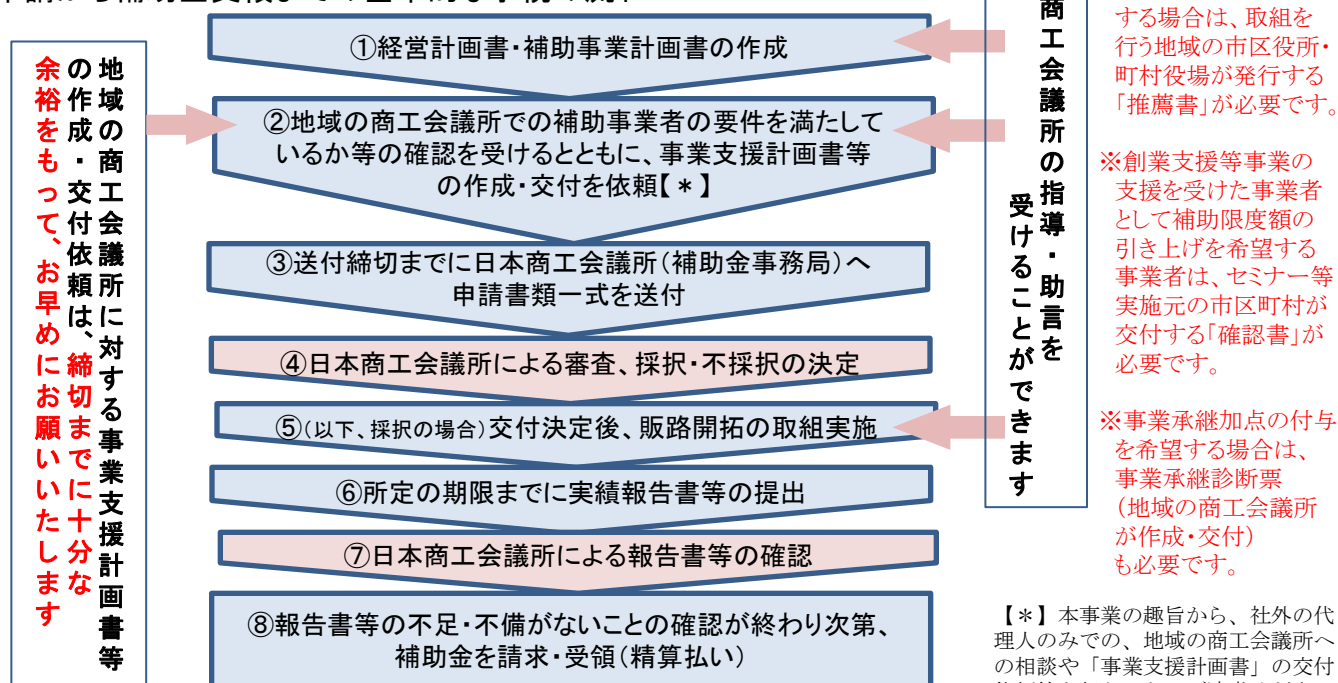
◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限50万円(①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策の取組は上限100万円)

*同一または異なる商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手順の流れ



◆手続きの期限等

	平成30年度第2次補正予算事業
1. 申請受付開始	2019年 4月25日(木)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	2019年 6月12日(水) 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	2019年 7月末頃予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 2019年12月31日(火)まで